

# 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程

制定	平成17年4月1日	規程第11号
改正	平成17年12月1日	規程第96号
	平成18年3月28日	規程第11号
	平成19年3月30日	規程第19号
	平成20年3月27日	規程第7号
	平成20年3月31日	規程第14号
	平成20年12月26日	規程第20号
	平成21年3月31日	規程第12号
	平成21年5月29日	規程第14号
	平成21年12月1日	規程第17号
	平成22年3月26日	規程第5号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (法令との関連)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他法令の定めるところによる。

## (給与)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本給は、給料及び給料の調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

## (給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。

## (給料表等)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

- (3) 医療職給料表（別表第3）
- (4) 技能職給料表（別表第4）
- (5) 指定職給料表（別表第5）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、別に定めのあるもののほか、常勤を要しない職員及び任期の定めのある職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

第6条 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

（初任給、昇格、昇給等）

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に定める基準に従い決定する。

3 新たに採用する者（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度等を考慮して、別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定める基準に従い決定する。

5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳、技能職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳）に達している職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (3) 医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

- 7 第1項の規定により、昇給日に55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳、技能職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳)に達している職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 就業規則第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給与月額、その者に適用される給与表の再任用職員の項に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の2 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程(平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。)第16条に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業規程第23条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、公立大学法人岩手県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成17年規程第12号。以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第8条 削除 平成18年規程第11号

(昇格)

第9条 別に定める昇格基準を充たし、かつ、勤務成績が特に良好な職員については、その者の職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

- 2 前項の場合における職員の昇格後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

(降格)

第10条 就業規則第23条第1項の規定により職員を降任したときは、その者の属する職務の級を下位の級に降格させることができる。

- 2 職員を降格させた場合における、その者の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動)

第11条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合、又は職員を給料表の適用を異にして他の職務に

異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

- 2 前項の異動をした職員の当該異動後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

(給料の支給日等)

第12条 給料は、毎月その月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）の場合は、その翌日以後の日であって、15日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

(日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の支給方法)

第14条 職員の給料は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によって支払うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第15条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、給料月額につき別に適正な調整額を定める。

- 2 前項の規定による給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当は、調整前における給料月額の100分の25以内とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

( 初任給調整手当 )

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日以降1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

( 扶養手当 )

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

( 1 ) 配偶者 ( 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。 )

( 2 ) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

( 3 ) 満60歳以上の父母及び祖父母

( 4 ) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

( 5 ) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族 ( 次条において「扶養親族たる子、父母等」という。 ) については1人につき6,500円 ( 職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円 ) とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 ( 以下「特定期間」という。 ) にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 ( 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員の配偶者がいないときは、その旨を含む。 ) を理事長に届け出なければならない。

( 1 ) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

( 2 ) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 ( 前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。 )

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

- (2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任手当支給職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- (通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃(別に定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他別に定める運賃(以下「特別運賃」という。)を負担することを常例とするものにおいて、当該特別運賃を含む。)又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動

車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として別に定める職員(第3号において「特例職員」という。)にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等にあっては、通勤距離及び通勤回数)を考慮して35,000円の範囲内で別に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(以下この号において「合計額」という。))が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては、

ては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）

3 第1項第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、当該定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 大学を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する大学の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は大学の移転の直前の住居から当該異動又は大学の移転の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する大学に通勤することが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 岩手県の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 特殊勤務手当は、カウンセラー手当とする。

- 2 カウンセラー手当は、健康サポートセンターの相談員が学生からの相談に応じ、助言又は指導の業務に従事したときに支給する。
- 3 前項の手当の額は、月額2,500円とする。

（給与の減額）

第24条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第5条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第5条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第6条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

- (1) 初任給調整手当
- (2) カウンセラー手当
- (3) 寒冷地手当

3 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（育児短時間勤務職員等においては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。

4 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、育児休業、育児休業に係る部分休業、介護休業及び介護休業に係る部分休業について、それぞれの時間数を合算した全時間数とする。

（超過勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給

することを要しない。

5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

6 前各項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

7 育児短時間勤務職員等が、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（休日給）

第26条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

（超過勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出）

第27条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び次の各号に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）に52を乗じて得た時間から7時間45分に当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た時間を乗じて得た時間を除して得た額とする。

（1） 初任給調整手当

（2） カウンセラー手当

（3） 寒冷地手当

2 前項に規定する1週間当たりの勤務時間は、第24条第3項の規定によるものとする。

（期末手当）

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（第36条第6項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給（育児短時間勤務職員等にあっては、基本給を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第23条第2項

の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた職員

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた職員（当該差し止めを取り消された場合を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給（育児短時間勤務職員等にあつては、基本給を算出率で除して得た額）の額とする。

4 第28条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（期末特別手当）

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、6月30日又は12月10日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（第36条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

（1） 6箇月 100分の100

（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4） 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条に規定する懲戒を受けた場合を除き、次項に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えないものとする。
- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
- 5 第29条及び第30条の規定は、期末特別手当の支給について準用する。
- 6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。  
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、職員であって、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、別表第6の左欄に掲げる支給地域(以下「支給地域」という。)に現に居住するもの(支給地域に現に居住しない職員で第22条の規定により単身赴任手当を支給されるもの(これに準ずる職員として別に定める職員を含む。))のうち、理事長が必要と認める職員を含む。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給について必要な事項は、別に定める。  
(特定の職員についての適用除外)

第34条 第15条から第20条まで、第23条、第25条、第26条、第28条及び第31条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第25条及び第26条の規定は、特定幹部職員には適用しない。
- 3 第18条、第20条(第1項第2号及び第4号に限る。)及び第33条の規定は、再任用職員には適用しない。  
(諸手当の支給方法等)

第35条 諸手当の支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職を命ぜられたときには、その休職期間が満1年(結核性疾病にあっては満2年)に

達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

- 3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる刑事事件に該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第3号から第6号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第1号から第6号の規定により休職されたときには、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第28条第1項及び第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。

(育児休業をしている職員の給与)

第37条 公立大学法人岩手県立大学職員育児休業規程(平成17年規程第73号。以下「育児休業規程」という。)第2条の規定の定めるところにより育児休業をしている職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。

ア 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員

イ 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

(2) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

第37条の2～第38条 削除 平成22年 規程第5号

(補則)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

改正 平成18年3月28日 規程第11号 平成19年3月30日 規程第19号  
平成20年3月27日 規程第7号 平成21年3月31日 規程第12号  
平成21年5月29日 規程第14号

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
(承継職員)
- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条の規定により本学の職員となった者の本学の成立の日の前日に受けていた給料及び諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において引き継ぐものとする。
- 3 削除(平成18年規程第11号)  
(内部講師手当)
- 4 平成17年度に限り、教員(就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。)がその所属する大学以外で、法人が設置する大学において授業に従事したときは、講師手当を支給する。
- 5 前項の手当の額は、当該授業に従事した90分当たり4,000円とする。
- 6 学長及び副学長(事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。)の平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項規定にかかわらず、学長にあつては月額1,002,188円、副学長にあつては月額734,063円とする。  
(平成18年度における学長及び副学長の給料の特例)
- 7 学長及び副学長(平成17年4月1日から引き続き当該職にある者に限る。以下この項において同じ。)の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250円とする。  
(平成19年度における学長の給料の特例)
- 8 学長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、月額998,438円とする。  
(平成17年度における管理職手当の特例減額)
- 9 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
  - (1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25
  - (2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学

部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成18年度における管理職手当の特例減額)

10 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成19年度における管理職手当の特例減額)

11 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長、事務局長又は参事 100分の25

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、総務財務室長、教育・学生支援室長又は宮古事務局長 100分の15

(平成20年度から平成22年度における給料月額の特例減額)

12 平成20年4月から平成23年3月までの間における職員の給料月額(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(平成18年規程第11号。以下この項において「平成18年改正給与規程」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額)は、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与(給料を除く。)の額、第15条に規定する給料の調整額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額については第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程(平成17年規程第15号。以下この項において「退職手当規程」という。)の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条(平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料

を支給される職員で、退職手当規程附則第4項ただし書の規定が適用されるものにあつては、第5条及び平成18年改正給与規程附則第8項から第10項まで)の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が8級又は9級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が6級又は7級である職員 (第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
教育職給料表	(1) その職務の級が6級である職員	100分の6
	(2) その職務の級が5級である職員	100分の4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の2
医療職給料表		100分の2
技能職給料表		100分の2
指定職給料表	学長	100分の10

(平成20年度から平成22年度における管理手当の特例減額)

13 第16条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定及び第16条第3項の規定に基づく細則の規定に基づき定められる額から当該定められた額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 副学長又は参事 100分の15

(2) 学部長、共通教育センター長、研究科長、本部長、メディアセンター長、短期大学部長、事務局長、室長又は宮古事務局長 100分の5

14 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第28条第2項及び第3項、第31条第2項並びに第32条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75、」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70、」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65、」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75、」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第31条第2項中「100分の60」とあるのは「100分の45」と、第32条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則(平成17年12月1日 規程第96号)

( 施行期日 )

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

( 指定職給料表適用者の給料の特例 )

2 学長及び副学長(事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。)の平成17年12月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は第5条第1項の規定及び平成17年4月1日制定附則第6項の規定にかかわらず、学長にあつては月額998,438円、副学長にあつては月額731,250円とする。

( 最高号給を超える給料月額の切替え等 )

3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

( 施行日前の異動者の号給等の調整 )

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 職員が受けていた号給等の基礎 )

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

( 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置 )

6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第22条第1項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を

支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 7 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において岩手県の職員であった者から引き続き新たに職員となった者で採用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「岩手県の職員との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月28日 規程第11号)

改正 平成21年12月1日 規程第17号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(職務の級の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といおう。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。  
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という)という。)及びその者が受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める額とする。  
(最高号給を超える給料月額切替え)
- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けて職員の施行日における号給は、別に定める。  
(施行日前の異動者の号給の調整)

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

7 附則第1項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規程による改正前の給与規程及びこれに基づき別に定められた細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第17号)の施行の日において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の98.61を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項(給与規程第16条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第28条第4項(給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第15条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程(平成18年規程第11号。以下「平成18年改正給与規程」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、第28条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成18年4月1日における昇給の特例)

12 給与規程第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年4月1日において昇給は実施しない。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

13 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第6項の適用については、同規定中

「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給から8号給まで」とあるのは「1号給から7号給まで」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

- 14 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第7項の適用については、「2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする」とあるのは「1号給とする」とする。

(委任)

- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正)

- 16 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(平成17年規程第96号)附則第3項を削除する。

附 則(平成19年3月30日 規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日 規程第7号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正)

- 5 公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程の一部改正(平成17年規程第15号)の一部を次のように改正する。

次のよう (省略)

附 則(平成20年3月31日 規程第14号 抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 (省略)

(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正)

3 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成17年規程第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成20年12月26日 規程第20号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、別途理事長が定める日から施行する。

附 則（平成21年3月31日 規程第12号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 規程第14号）

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成21年12月1日 規程第17号）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中表2の項の改正部分 平成22年1月1日

(2) 第1条中表3の項の改正部分 平成22年4月1日

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月1日において減額改定対象職員（職員であって、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第36条第1項、第2項、第4項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号給を受けるものとの権衡を考慮して別に定める減額改定対象職員にあつては、別に定める額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号給
	1級	1号給から56号給まで

行政職給料表	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から48号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
技能職給料表	1 級	1 号給から68号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで

( 補則 )

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ( 平成22年 3 月26日 規程第 5 号 抄 )

( 施行期日 )

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2・3 ( 省略 )

別表第1 行政職給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	

41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				

84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000				
86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700				
87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400				
88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100				
89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600				
90	242,400	297,400	346,600	388,600					
91	242,900	297,800	347,100	389,200					
92	243,400	298,200	347,600	389,800					
93	243,700	298,400	347,900	390,500					
94		298,800	348,400						
95		299,200	348,900						
96		299,600	349,400						
97		299,800	349,700						
98		300,200	350,200						
99		300,600	350,700						
100		301,000	351,200						
101		301,200	351,500						
102		301,600	351,900						
103		302,000	352,300						
104		302,400	352,700						
105		302,600	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,400	354,000						
108		303,800	354,400						
109		304,000	354,900						
110		304,400	355,300						
111		304,800	355,700						
112		305,200	356,100						
113		305,400	356,600						
114		305,800							
115		306,200							
116		306,600							
117		306,800							
118		307,100							
119		307,400							
120		307,700							
121		308,100							
122		308,400							
123		308,700							
124		309,000							
125		309,400							

再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2 教育職給料表(第5条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000	546,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500	549,200
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000	552,400
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500	555,600
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100	558,700
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600	561,200
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100	563,700
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600	566,200
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900	568,700
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400	570,600
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900	572,500
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400	574,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,700	576,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	440,000	577,700
15	195,000	236,500	305,300	362,600	442,400	579,200
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,800	580,700
17	198,900	241,100	310,200	367,900	447,300	582,200
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,700	583,200
19	202,500	247,300	315,800	372,500	452,100	584,200
20	204,300	250,400	318,600	374,800	454,500	585,200
21	206,100	253,500	321,200	377,000	457,000	586,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	459,400	
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,800	
24	211,800	262,800	329,600	383,300	464,200	
25	213,800	265,800	332,100	385,300	466,700	
26	215,900	268,800	334,600	387,200	469,100	
27	218,000	271,800	337,100	389,100	471,500	
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,900	
29	222,100	277,800	342,000	393,000	476,300	
30	224,400	280,500	344,200	394,800	478,700	
31	226,700	283,200	346,400	396,600	481,000	
32	229,000	285,900	348,600	398,400	483,400	
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,800	
34	233,300	291,400	353,200	402,000	488,100	
35	235,200	294,200	355,500	403,800	490,400	
36	237,100	297,000	357,800	405,600	492,700	
37	239,000	299,800	359,900	407,200	495,000	
38	241,100	302,100	362,000	408,900	497,000	
39	243,100	304,400	364,100	410,600	499,000	
40	245,100	306,700	366,100	412,300	501,000	

41	247,200	308,900	368,100	414,000	503,100
42	249,100	310,100	370,000	415,700	505,000
43	251,000	311,300	371,900	417,400	506,900
44	252,900	312,500	373,800	419,100	508,800
45	254,700	313,600	375,800	420,600	510,800
46	256,600	314,800	377,600	422,200	512,700
47	258,500	316,000	379,400	423,800	514,600
48	260,400	317,200	381,200	425,400	516,500
49	262,000	318,200	383,100	427,000	518,500
50	263,300	319,300	384,900	428,300	520,300
51	264,500	320,400	386,700	429,600	522,200
52	265,800	321,500	388,500	430,900	524,100
53	266,800	322,700	390,100	432,100	526,100
54	267,900	323,800	391,700	433,200	527,800
55	269,000	324,900	393,300	434,300	529,500
56	270,100	326,000	394,900	435,400	531,200
57	271,300	327,100	396,300	436,600	533,000
58	272,500	328,200	397,800	437,700	534,300
59	273,700	329,300	399,300	438,800	535,600
60	274,900	330,300	400,800	439,800	536,900
61	275,900	331,400	402,200	440,900	538,200
62	277,000	332,500	403,700	442,000	539,200
63	278,100	333,600	405,200	443,100	540,200
64	279,200	334,700	406,700	444,200	541,200
65	280,200	335,700	408,100	445,200	542,000
66	281,300	336,800	409,300	446,200	542,900
67	282,400	337,900	410,500	447,200	543,800
68	283,500	339,000	411,700	448,200	544,700
69	284,500	340,000	412,900	449,300	545,600
70	285,600	341,100	413,900	450,300	546,500
71	286,700	342,200	414,900	451,300	547,400
72	287,800	343,300	415,900	452,300	548,300
73	288,700	344,200	416,900	453,400	549,200
74	289,800	345,200	417,800	454,400	550,100
75	290,900	346,200	418,600	455,400	551,000
76	292,000	347,200	419,500	456,400	551,900
77	292,900	348,300	420,200	457,400	552,800
78	293,900	349,300	420,800	458,100	553,700
79	294,900	350,300	421,400	458,800	554,600
80	295,900	351,300	422,000	459,500	555,500
81	297,000	352,300	422,600	460,300	556,400
82	297,900	353,300	423,200	461,000	
83	298,800	354,300	423,800	461,700	
84	299,700	355,300	424,400	462,400	

85	300,600	356,200	424,900	462,900
86	301,500	356,900	425,500	463,600
87	302,400	357,600	426,100	464,300
88	303,300	358,300	426,700	465,000
89	304,100	359,100	427,200	465,500
90	304,800	359,700	427,800	466,200
91	305,500	360,300	428,400	466,900
92	306,200	360,900	429,000	467,600
93	306,900	361,500	429,400	468,100
94	307,500	362,000	429,900	468,800
95	308,100	362,500	430,400	469,500
96	308,700	363,000	430,900	470,200
97	309,400	363,600	431,500	470,700
98	310,000	364,100	432,000	471,400
99	310,600	364,600	432,500	472,100
100	311,200	365,100	433,000	472,800
101	311,800	365,600	433,600	473,300
102	312,300	366,100	434,100	
103	312,800	366,600	434,600	
104	313,300	367,100	435,100	
105	313,800	367,700	435,700	
106	314,200	368,200	436,200	
107	314,600	368,700	436,700	
108	315,000	369,200	437,200	
109	315,400	369,800	437,800	
110	315,800	370,300	438,300	
111	316,200	370,800	438,800	
112	316,600	371,300	439,300	
113	316,900	371,900	439,900	
114	317,300	372,400	440,400	
115	317,700	372,900	440,900	
116	318,100	373,400	441,400	
117	318,400	373,900	442,000	
118	318,800	374,400		
119	319,200	374,900		
120	319,600	375,400		
121	319,900	375,900		
122	320,300	376,400		
123	320,700	376,900		
124	321,100	377,400		
125	321,300	377,900		
126	321,700	378,400		
127	322,100	378,900		

128	322,500	379,400			
129	322,700	379,900			
130	323,100	380,400			
131	323,500	380,900			
132	323,900	381,400			
133	324,100	381,900			
134	324,500	382,400			
135	324,900	382,900			
136	325,300	383,400			
137	325,500	383,900			
138	325,800	384,400			
139	326,100	384,900			
140	326,400	385,400			
141	326,800	385,900			
142	327,100				
143	327,400				
144	327,700				
145	328,100				
146	328,400				
147	328,700				
148	329,000				
149	329,400				
150	329,700				
151	330,000				
152	330,200				
153	330,600				
154	330,900				
155	331,200				
156	331,500				
157	331,900				

別表第3 医療職給料表(第5条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	

41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	

85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			

128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			
132	303,900	336,300			
133	304,100	336,600			
134	304,500	337,000			
135	304,900	337,400			
136	305,300	337,800			
137	305,500	338,100			
138	305,900	338,500			
139	306,300	338,900			
140	306,700	339,300			
141	306,900	339,600			
142	307,300	340,000			
143	307,700	340,400			
144	308,100	340,800			
145	308,300	341,100			
146	308,700	341,500			
147	309,100	341,900			
148	309,500	342,300			
149	309,700	342,600			
150	310,000	343,000			
151	310,300	343,400			
152	310,600	343,800			
153	311,000	344,100			
154	311,300				
155	311,600				
156	311,900				
157	312,300				
158	312,600				
159	312,900				
160	313,200				
161	313,600				
162	313,900				
163	314,200				
164	314,500				
165	314,900				
166	315,200				
167	315,500				
168	315,800				
169	316,200				

再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4 技能職等給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200	320,400
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100	322,500
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000	324,600
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900	326,700
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800	328,600
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700	330,600
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600	332,700
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500	334,800
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200	336,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000	338,700
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800	340,700
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600	342,700
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200	344,600
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900	346,500
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600	348,400
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300	350,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900	352,200
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600	353,800
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300	355,400
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000	357,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500	358,700
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000	359,900
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500	361,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000	362,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600	363,300
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100	364,400
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600	365,400
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100	366,500
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700	367,400
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000	368,100
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300	368,800
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500	369,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800	370,100
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100	370,800
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400	371,500
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700	372,200
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000	372,700
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300	373,400
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600	374,100
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900	374,800	

41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100	375,300
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300	376,000
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500	376,700
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700	377,400
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800	377,900
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900	378,600
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000	379,300
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100	380,000
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300	380,500
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300	381,100
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300	381,700
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300	382,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300	383,000
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200	383,600
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100	384,200
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000	384,800
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900	385,500
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800	386,100
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700	386,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600	387,300
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500	388,000
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400	388,600
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300	389,200
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200	389,800
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800	390,500
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400	
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000	
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600	
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100	
70	204,200	253,800	284,900	316,000		
71	204,700	254,400	285,700	316,500		
72	205,300	255,000	286,500	317,000		
73	205,900	255,500	287,400	317,300		
74	206,600	256,000	288,200	317,800		
75	207,300	256,500	289,000	318,300		
76	208,100	257,000	289,800	318,800		
77	208,500	257,600	290,600	319,100		
78	209,200	258,100	291,200	319,500		
79	209,900	258,600	291,800	319,900		
80	210,600	259,100	292,400	320,300		
81	211,300	259,500	292,900	320,800		
82	212,000	259,800	293,500	321,200		
83	212,700	260,100	294,100	321,600		
84	213,400	260,400	294,700	322,000		

85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	
110	227,900	269,100	306,800	
111	228,400	269,400	307,200	
112	228,900	269,700	307,600	
113	229,400	270,000	307,900	
114	229,900	270,300	308,300	
115	230,400	270,600	308,700	
116	230,900	270,900	309,100	
117	231,300	271,200	309,400	
118	231,700	271,500	309,800	
119	232,100	271,800	310,200	
120	232,500	272,100	310,600	
121	232,900	272,300	310,900	
122		272,600	311,300	
123		272,900	311,700	
124		273,200	312,100	
125		273,300	312,300	
126		273,600	312,700	
127		273,900	313,100	

	128		274,200	313,500			
	129		274,300	313,700			
	130		274,600	314,100			
	131		274,900	314,500			
	132		275,200	314,900			
	133		275,300	315,100			
	134		275,600				
	135		275,900				
	136		276,200				
	137		276,300				
再任用職員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200	

別表第 5 指定職給料表（第 5 条関係）

職	給料月額
学長	991,000

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第33条関係）

支給地域	区分
盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡のうち平泉町 東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡のうち宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡	4級地
寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が定める地域	理事長が定める級地

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第33条関係）

支給地域の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のあ る職員	その他の世帯 主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
理事長が定 める級地	理事長が定める額		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって支給地域に居住する扶養親族のないものを含まないものとする。